

安心して働くために…

一人親方労災保険

のご案内

《平成30年4月版》



30年以上の信頼と実績

九州労務管理協会

はじめに

一人親方労災保険 ～ 職人さんのパスポート

ご自身の腕一本でお仕事をされている職人さん。皆さんのお仕事の現場では常に危険と隣合わせではないでしょうか。もし万が一お仕事中に怪我をしてしまったら・・・あるいは現場へ向かう途中で事故にあってしまったら・・・そんな時、手厚い補償で皆さんの生活を助けてくれるのが「一人親方労災保険」です。

また、最近では元請による管理が非常に厳しくなっており、「一人親方労災保険」に加入していない職人さんは現場に入ることすら出来ないケースが急増しています。

これからお仕事を続けていく為に、そして何よりご自身やご家族の安心の為に、「一人親方労災保険」というのは職人さんに必須の“パスポート”といえます。

特徴は？

国が運営する保険だから実現できること。

労災保険というのは正式には労働者災害補償保険といい、国の保険です。民間の保険会社とは違って営利目的ではありませんし、また代理店に対するマージン制度のようなものも存在しません。従って**保険料は非常に低額**に抑えられていることが一つの大きな特徴です。

また、一般的な民間の損害保険や医療保険では、怪我をしてからの補償日数に上限があることが多いですが、国の行う労災保険では、**原則的に怪我が治癒するまではずっと補償が受けられる**等、その補償内容をとってみても非常に手厚くなっているのがもう一つの特徴です。

対象者は？

法人の代表者？加入できるかも知れません。

一人親方労災保険に加入できる方は・・・
「従業員(パート・アルバイトを含む)を使用せず、一人だけで建設業に従事される方」に限ります。ここでいう“従業員を使用せず”とは1年間のうち延べ100日を超えない範囲でアルバイトの方を雇う場合も含まれます。また、たとえ法人の代表者であっても従業員を雇っていなければ一人親方労災保険に加入できます。

例) 個人で仕事を行っており、小方職人を使うこともない ⇒ **加入できます**

株式会社の代表者であるが、従業員は使わず一人で仕事を行っている ⇒ **加入できます**

個人で仕事を行っているが、月に10日はアルバイトを雇っている ⇒ **加入できません**

※中小事業主特別加入は可能です

補償対象

実はこんな場合の怪我也補償の対象です。

一人親方労災保険の補償の対象となる労災事故は以下のようなものがあります。

- ① 請負契約に**直接必要な行為**を行う際の事故
(請負契約締結行為、契約前見積もり、下見等の行為など)
- ② 請負工事**現場における作業**及びこれに直接付帯する行為を行う際の事故
(作業途中、当該工事に必要な資材等を購入に行く場合も可)
- ③ 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を、**自家内作業場**において行う際の事故
- ④ 請負工事にかかる機械及び製品を運搬する作業及びこれに**直接付帯する行為**を行う際の事故
- ⑤ 突発事故(台風、火災等)による予定外の**緊急の出勤途上**における事故
- ⑥ 上記以外、**住居と就業場所(現場)との間の往復も通勤災害として**労災保険の対象となります
(給付内容が上記①～⑤の場合とは異なります)

つまり、工事作業中や通勤途上だけではなく、それに付随する必要な業務において発生した事故(怪我・病気)も労災の補償対象となっているわけです。

給付内容

治療費は全額無料。ご自身と家族に安心の給付を。

万が一の労災事故の時、必要に応じて国が定める以下の7つの給付が受けられます。

- ① 療養補償給付 … 治療費に相当するもの。**無料で治療**を受けることができます。
- ② 休業補償給付 … 業務上の怪我や病気によって仕事を休んだ場合の**所得補償**です。
(休業4日目から支給されます)
- ③ 障害補償給付 … 身体に一定の**障害(後遺症)**が残った場合、その程度に応じて年金か一時金が支給されます。
- ④ 遺族補償給付 … 万が一お亡くなりになった場合、**ご遺族**に対して年金か一時金が支給されます。
※生計維持関係があったか否かによって給付内容が異なります。
- ⑤ 葬 祭 料 … 同じくお亡くなりになった場合、**お葬式代**として一時金が支給されます。
- ⑥ 傷病補償年金 … **療養開始後1年6ヶ月経っても治らず**、傷病等級に該当する程度の障害がある場合に年金が支給されます。
- ⑦ 介護補償給付 … 一定の障害が残り、**介護**を受けている場合に費用の一部が支給されます。

※上記は全てお仕事中の事故の場合です。通勤途上の場合は給付の名称等一部異なります。

次のページでは具体的な事例をみながら、給付の内容を確認していきましょう。

例えばこのようなケースでは…

給付基礎日額6,000円(年間保険料39,420円)のプランをお選び頂いたAさん(40歳の奥様との2人暮らし)の場合

注)実際の事故の際の給付額を保証するものではありません。あくまでサンプルとして御覧ください。

【ケース1】

屋内での設備工事作業中に熱中症で倒れ、病院で診察を受けた。

⇒ 治療費が**全額無料**

【ケース2】

倉庫の棚から工具箱を取り出そうと、脚立へ登っていたところ誤って床へ転落して足を骨折し、医師の指示によりヶ月間自宅で安静にしていた。

⇒ 治療費は**全額無料**

休業補償給付として**134,400円支給**

【ケース3】

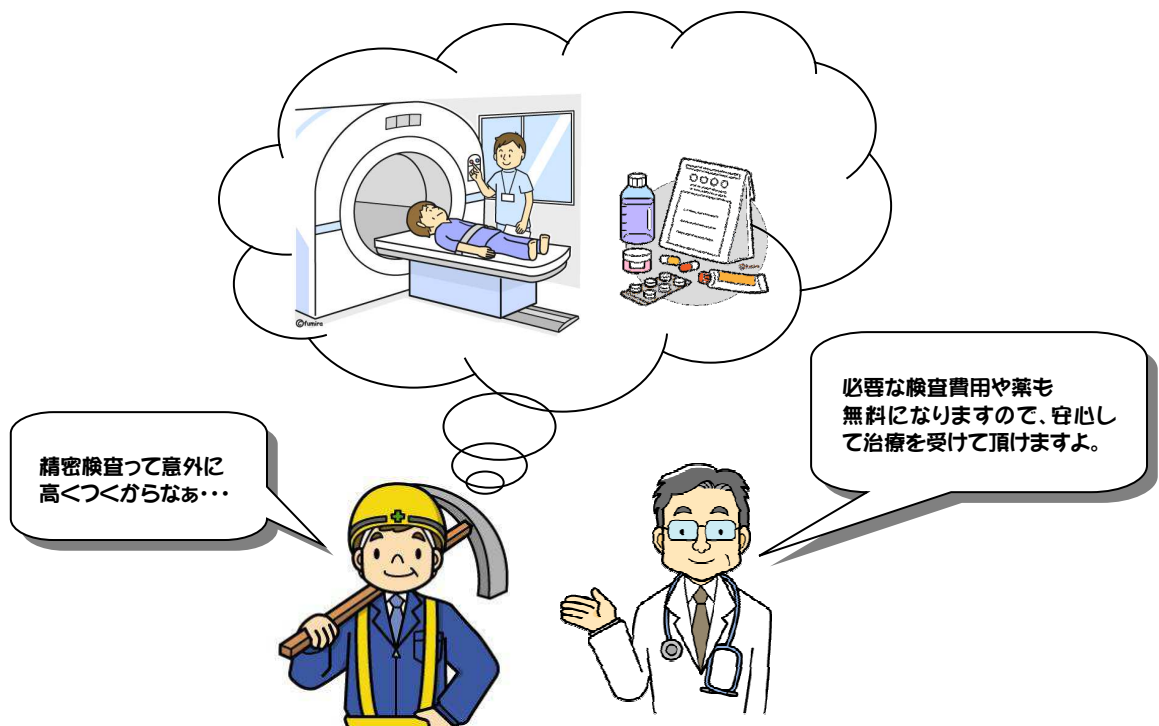
ビル建設現場において、クレーンで吊り下げていた鋼材が落下してきて頭部を直撃し意識不明に陥った。その後病院にて息を引き取った。

⇒ 治療費は**全額無料**

葬祭料として**495,000円支給**

遺族補償年金として**年額918,000円を奥様に対し、生涯にわたって支給**

遺族特別支給金として一時金の**3,000,000円を支給**



必要な費用

保険料はご自由に。協会費も分割可能です。

一人親方労災保険に加入する為に必要な費用は、**保険料と協会費**です。一人親方労災保険の保険料というのは、「給付基礎日額」に応じて異なります（「給付基礎日額」とは、保険給付の額を算定する基礎となるものです）。加入される方の所得に見合う給付基礎日額をひとつお選び頂くことで、保険料が自動的に決まる仕組みとなっています。

また、加入して頂く為に協会費が別途必要になりますが、こちらは**月々わずか 2,000 円(税抜)**です。万が一のお怪我の際の病院対応や書類作成、さらには年度更新や加入員証の作成の費用まで全て含まれておりますので、**追加の費用を頂くことはございません**。安心してお仕事に専念して頂けます。

お選び頂けます!

保険料・協会費一覧表

給付基礎日額	休業補償額 (休業 1 日あたり)	年間保険料	年間協会費 (税抜)
5,000	4,000	32,850	24,000 円
6,000	4,800	39,420	
7,000	5,600	45,990	
8,000	6,400	52,560	
9,000	7,200	59,130	
10,000	8,000	65,700	
12,000	9,600	78,840	
14,000	11,200	91,980	
16,000	12,800	105,120	
18,000	14,400	118,260	
20,000	16,000	131,400	
22,000	17,600	144,540	
24,000	19,200	157,680	
25,000	20,000	164,250	

※ 労災による治療費は、給付基礎日額に関わらず全て無料となります。

※ 保険料や協会費は一括払いのほか、便利な三分割払いもお選び頂けます。

※ 入会金や途中解約金も一切不要です。

※ **複数でご加入の場合、取りまとめ割引により協会費がさらにお安くなります。**

加入手続き

シンプルでスピーディ。安心をお届けします。

加入手続きは至って簡単。「とにかくすぐ加入したい!」という方の声にお応えし、どこよりも早い対応を心掛けています。

一人親方労災保険に加入するのに難しいことなんて何もありません。

パンフレットに同封の申込書をお使い頂く場合

OR

携帯やスマートフォンを使ってインターネットをご利用の場合

巻末に同封の加入申込書にご記入ください。

OR

携帯やスマートフォンで巻末の QR コードから当協会のホームページへ。「お問い合わせはこちら」からお申込み頂くと、申込書をお送りしますのでご記入ください。

運転免許証の写しを添えて、当協会まで申込書セットをご郵送ください。

※お急ぎの方は、ひとまず申込書のみ 092-714-2437 へ FAX して頂き、原本と運転免許証の写しは後ほど郵送して頂いても結構です。

必要な保険料と協会費の金額を、お電話または FAX にて折り返しご案内致しますので、指定口座へご入金ください。

入金確認後、労基署にて手続きを行い、加入員証をお送りします。

パソコンを使ってインターネットをご利用の場合

<http://www.pm-net.gr.jp/oyakata.html> にアクセスし、ページ下部より「申込書等」欄にある「Download」をクリック。

ダウンロードした加入申込書・誓約書・念書を印刷し、必要事項をご記入ください。

運転免許証の写しを添えて、当協会まで申込書セットをご郵送ください。

※お急ぎの方は、ひとまず申込書のみ 092-714-2437 へ FAX して頂き、原本と運転免許証の写しは後ほど郵送して頂いても結構です。

必要な保険料と協会費の金額を、お電話または FAX にて折り返しご案内致しますので、指定口座へご入金ください。

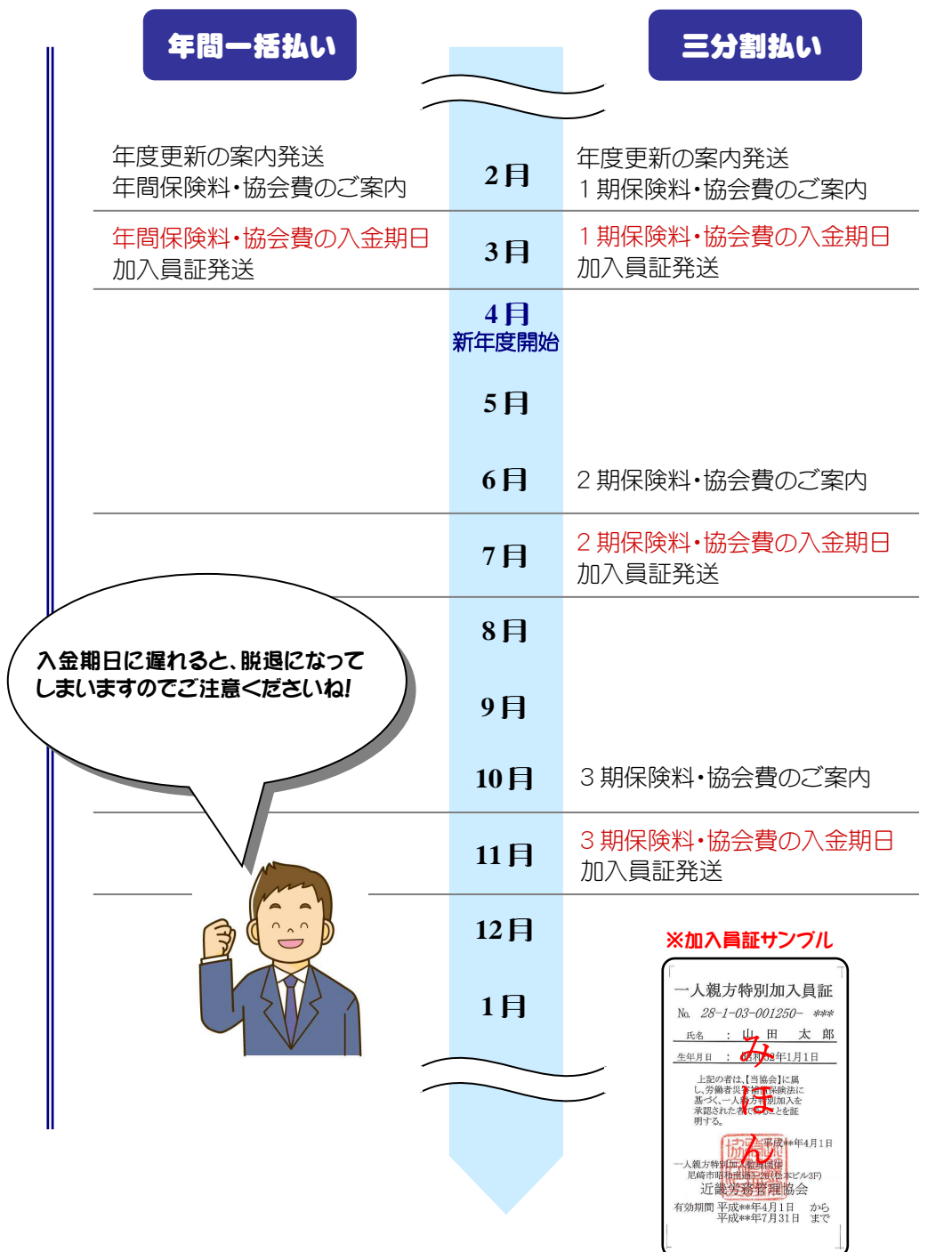
入金確認後、労基署にて手続きを行い、加入員証をお送りします。

加入後の流れ

更新忘れ・・・その「うっかり」は私たちが防ぎます。

ご加入頂いた後に発生する保険料や協会費については、支払い方法により「一括払い」「三分割払い」それぞれのタイミングで事前にご案内をお送り致します。

ついつい忘れがちな**年度の切り替え時期**についても**確実にご案内**致しますので、うっかりミスで保険が失効してしまうことを防げます。私たちはいつだって現場で働くみなさんのことを考えています。



事故対応

事故専任スタッフにすべてお任せ下さい。

仕事中に怪我をしてしまった…どれだけ注意していても、事故は突然やってきます。但し、とっさの出来事で慌ててしまい、間違った対応をすれば、その後の労災給付が上手くいかないケースもあるのです。

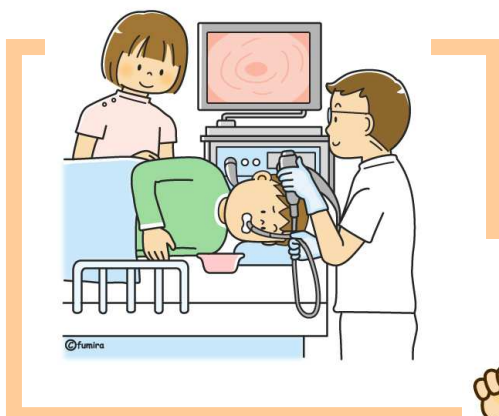
万が一事故が発生してしまったら、電話一本。すぐに事故専任スタッフが詳しいお話を伺いし、病院対応や申請書作成、役所への届出まで全て行います。難しいことや面倒なことはプロにお任せ頂き、一日でも早く怪我や病気を治して頂きたい…それが私たちの想いです。

お仕事中や通勤途中にお怪我をした時は…
慌てずに事故対応ダイヤルへお電話下さい。

092-713-0683

受付時間 9:00～18:00 / 月～金(祝日を除く)

事故専任スタッフに全てお任せ！



小さな怪我から入院が必要なものまで、どんな怪我でも私たちに
お任せください。
万全のサポートをお約束します!!



Q&A

よくあるご質問にお答えします。

Q. 運転免許証を所持していないのですが加入できますか？

- A. 個人番号カード、パスポート等、顔写真付き身分証明書があればご加入頂けます。
顔写真なしの身分証明書しか有していない方は、健康保険証、国民健康保険等の被保険者証、国民年金手帳その他、官公庁や特殊法人等が発行した身分証明書のうち、いずれか2点をご提示頂きますようお願い致します。

Q. 株式会社の代表取締役でも一人親方労災に入れると聞いたのですが？

- B. 従業員がない場合はもちろん入れます。
また臨時のアルバイトをお使いの場合でも、年間延べ100日を超えなければご加入頂けます。

Q. 直接自分で労災加入を役所に申し込むことはできますか？

- A. できません。厚生労働省の認可を受けた団体を経由しなければ加入できない仕組みになっているのです。

Q. 加入の申込みをする場合、住所地により加入できない場合はありますか？

- A. 当協会にご加入頂けるのは、福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・山口県にお住まいの一人親方に限ります。

Q. 民間の保険に入ってる場合は、一人親方労災に入る必要はありませんか？

- A. 是非一人親方労災にご加入ください。一人親方労災にしていなければ仕事ができない現場が急増中です。保険料と補償の内容も、民間の保険に比べて遥かに充実しています。一度ご加入中の保険を見なおして頂き、一人親方労災へ加入して頂くことを強くお勧め致します。

Q. 職人仲間で同時に加入したいんだけど、みんなに説明してもらえますか？

- A. もちろんです。当協会は皆さんに安心・納得して頂いてからご加入頂くようにしております。訪問し、皆様へ説明を行うこと等も無料で行なっておりますので、まずはお気軽にお問い合わせください。

Q. 今は一人親方として加入していても、従業員を雇ったら脱退しないといけませんか？

- A. はい。常時従業員を雇うようになれば、一人親方労災から脱退して頂かなくてはなりません。しかしその後の「中小事業主特別加入労災」への切り替えが可能です。会社を作ってから私たちが、ずっとサポート致します。

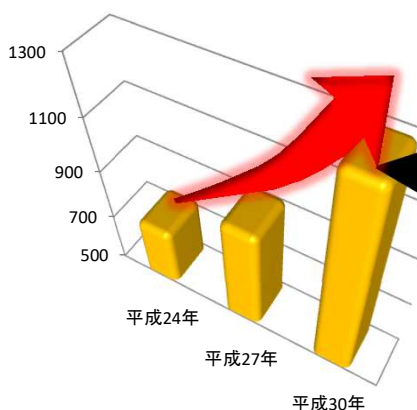
Q. 結局どこの加入団体から一人親方労災保険に入るのがいいのですか？

- A. 是非私たちに任せ下さい。毎年数多くの一人親方さんにお選び頂いているのには、確かな理由があります。詳しくは同封の資料を御確認ください。

選ばれるには 理由があります

一人親方労災保険は一人親方団体を通じてしか加入できません。
 労災保険は国の制度ですので保険料の料率はどの団体でも同じですが、そのお取扱い方法は様々。
 一人親方はどこで加入しても同じ……ではありません！

	他団体では	九州労務管理協会では
保険料、会費の計算は？	<ul style="list-style-type: none"> ・加入時、更新時に1年分一括納入 ・年度中途の脱退不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3分割まで対応 ・ 年度中途精算にも対応
万一のケガの時の対応は？	<ul style="list-style-type: none"> ・申請のアドバイスのみ ・実際の記入と届出は本人手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類の作成、届出まで 全ておまかせ
月会費（年会費）以外の費用は？	<ul style="list-style-type: none"> ・労災の書類作成など費用別途 ・年度繰越時に毎年更新料が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災手続き費用0円 ・更新手続き費用0円 ・その他、月額会費以外一切不要
加入の際の申し込み方法は？	<ul style="list-style-type: none"> ・団体事務所での手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送手続きに対応 ・緊急の場合Eメール、FAXでの仮申込にも対応 <small>(※御本人確認資料が必要です)</small>
加入手続き完了までどのくらい？	<ul style="list-style-type: none"> ・入金確認から2日後(効力発生は3日後) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご入金確認の当日中にお手続き(効力発生は翌日) <small>(※時間的な条件があります)</small>
支払の方法は？	<ul style="list-style-type: none"> ・振込による支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替にも対応 <small>(※金融機関等の条件があります)</small>
何とかもう少し安くないの？	<ul style="list-style-type: none"> ・会費は固定金額 ・給付基礎日額の指定あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ割引や、定期的なキャンペーンを実施 ・給付基礎日額は自由設定 <small>(※地域による条件があります)</small>



全国で1,285名の親方さんにご加入いただいています
(※平成30年4月現在)

制度や手続きに不明な点や不安があるという方々には安心、納得してからご加入いただけるよう詳しくご案内をいたしております。

まずはお気軽にお問い合わせ下さい。

九州労務管理協会 は
 一人親方から大企業まで30年の実績とノウハウでサポートする労務管理のベストパートナーです
<http://www.pm-net.gr.jp/>

九州労務管理協会

福岡県福岡市中央区舞鶴2-2-11 富士ビル赤坂4F
 地下鉄 赤坂駅(空港線)より徒歩3分
 西日本鉄道 西鉄福岡駅より徒歩14分

TEL:092-713-0683

FAX:092-714-2437

E-mail:kyushu@pm-net.gr.jp



加入申込書

ご加入に際し、本申込書と運転免許証の写しが必要となります。

										※整理番号		
フリガナ										給付基礎日額		年間保険料
氏名										↓ご希望の日額に○印をつけてください		
住所 〒 -										5,000 円	32,850 円	
										6,000 円	39,420 円	
										7,000 円	45,990 円	
性別 男 / 女										8,000 円	52,560 円	
生年月日 昭和・平成 年 月 日										9,000 円	59,130 円	
自宅										10,000 円	65,700 円	
携帯										12,000 円	78,840 円	
FAX										14,000 円	91,980 円	
業務内容										16,000 円	105,120 円	
支払方法 一括 / 分割										18,000 円	118,260 円	
加入希望日 年 月 日										20,000 円	131,400 円	
備考	・運転免許証の写しを添えて当会までご郵送またはFAXください。 ・紛失等による加入員証の再発行は、1,080円（税込）手数料がかかります。 ・分割払いは年2回もしくは年3回となります。（加入時期によって異なります） ・労働局長の承認が必要なため、加入日は最短で手続きの翌日となります。									22,000 円	144,540 円	
										24,000 円	157,680 円	
										25,000 円	164,250 円	
連絡先	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-2-11 富士ビル赤坂4階									年間会費 (税込)		
	一人親方特別加入監理団体 九州労務管理協会 TEL092-713-0683 / FAX092-714-2437											25,920 円

一人親方特別加入監理団体

九州労務管理協会 会長 城戸 康行 殿

誓約書

今回、私は一人親方特別加入団体に入会するにあたり、作業に従事する際は、労働安全衛生法・規則の関係条項を遵守し、安全衛生には十分注意致します。

念書

今回、私は一人親方の団体に加入することにあたり、以下の事項を遵守することを誓います。

- 必要な連絡・書類の提出（特別加入者の変更及び給付日額の変更等）は指定日までに行うこと。
- 労働保険料・協会費は指定日までに完納すること。
- 年度途中での脱退清算の際は、期間途中の加入員証を返却すること。

なお、上記条項に違反した場合は、貴会が強制に脱退処理をすること等、貴会が行う処理に対して異議を申し立てません。

平成 年 月 日

氏名

印



一人親方から大企業まで 42 年の実績とノウハウで
サポートする労務管理のベストパートナー

<http://www.pm-net.gr.jp>

福岡市中央区舞鶴 2-2-11 富士ビル赤坂 4F
地下鉄 赤坂駅(空港線) 徒歩 3 分

厚生労働省認可

九州労務管理協会

まずはお気軽にお電話ください

TEL 092-713-0683

FAX 092-714-2437

E-MAIL kyushu@pm-net.gr.jp